

担い手の経営のライフステージに応じた支援

 (4) J A 農業災害資金の新設
広島県信連 (広島県)

| | |
|----|----------|
| 新規 | 継続 |
| ○ | |
| | (平成 年 月) |

| | |
|-----------|--|
| 1 動機(経緯) | <p>天災により農作物が著しい被害を受けた場合、広島県知事がその災害を指定し、被害農業者が借入れる資金について、J A の貸出金を対象として県・市町等が利子補給を行う制度が設けられています。</p> <p>利子補給の対象となる J A の貸出金については、現状、災害が指定された都度、各 J A において資金を制定することとなっていたことから、災害指定された場合、速やかに資金実行できるように県統一資金をあらかじめ制定しました。</p> |
| 2 概要 | <p>平成 29 年度の災害資金の概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資金名 : J A 農業災害資金 2 対象災害: 暴風雨、豪雨、降雪、降雹、降霜、低温及び干ばつ等の農作物等に著しい被害を及ぼした天災で、広島県知事の指定するもの。 3 貸付対象者: 次の要件をすべて満たす個人(貸付時年齢が 18 歳以上の者)・法人であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組合員であること。 (2) 農業所得が総所得の過半を占める農業を営む者。 (3) 農作物等の損失額が平年農業総収入額の 10%以上であることについて、市町長の認定を受けた者。 4 資金使途 : 農業経営の維持や再開に必要な資金。 <p>※天災融資法が発動された場合は、天災資金の融資限度額を超える額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 借入限度額: ①個人 200 万円(果樹・家畜の場合は 500 万円) ②法人: 1,000 万円 <p>※広島県知事が特に必要があると認めたときはその承認した額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 借入期間: 7 年以内(うち据置期間 1 年以内) 7 借入金利: J A 所定の金利を基準とし、広島県等による利子補給率等を勘案した金利とする。 |
| 3. 成果(効果) | <p>集中豪雨や土砂災害、豪雪など自然災害が近年多発しているなか、災害指定時には各 J A で臨時に資金を創設していたことから融資に時間がかかっていましたが、広島県統一で「J A 農業災害資金」を創設したことにより迅速な対応が可能となりました。</p> |
| 4 今後の予定 | <p>資金創設後、広島県指定の災害は発生していませんが、発生した場合には、被災者に対して速やかに資金実行します。</p> |